



# 山形県公報

平成16年11月26日(金)  
第1597号  
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

|                                              |                      |      |
|----------------------------------------------|----------------------|------|
| 指定居宅サービス事業者の指定.....                          | (村山総合支庁福祉課) ...      | 1273 |
| 知的障害者福祉法による指定居宅支援事業者の指定.....                 | (同) ...              | 1274 |
| 児童福祉法による指定居宅支援事業者の指定.....                    | (同) ...              | 同    |
| 知的障害者福祉法による指定居宅支援事業者の指定に係る事業所の<br>名称の変更..... | (同) ...              | 同    |
| 土地改良事業施行の同意.....                             | (最上総合支庁農村計画課) ...    | 1275 |
| 土地改良区の管理規程の認可.....                           | (置賜総合支庁農村計画課) ...    | 同    |
| 都市計画事業の変更の認可の告示.....                         | (都市計画課) ...          | 同    |
| 道路の区域の変更.....                                | (置賜総合支庁建設総務課) ...    | 1276 |
| 同.....                                       | (置賜総合支庁西置賜総務建築課) ... | 同    |
| 一般国道の供用の開始.....                              | (同) ...              | 1277 |
| 県道の供用の開始.....                                | (同) ...              | 同    |

### 選挙管理委員会関係

### 告 示

山形県知事選挙における候補者が政見放送を行うことができる一般放送事業者及び放送回数..... 同

### 海区漁業調整委員会

### 指 示

漁業法によるはたはた採捕の制限.....1278

### 公 告

|                           |                   |      |
|---------------------------|-------------------|------|
| 特定非営利活動法人の設立の認証の申請.....   | (村山総合支庁企画振興課) ... | 同    |
| 同.....                    | (同) ...           | 同    |
| 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請..... | (同) ...           | 1279 |
| 同.....                    | (同) ...           | 同    |

## 告 示

山形県告示第1118号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。  
平成16年11月26日

山形県知事 高 橋 和 雄

| 指定居宅サービス事業者の名称及び所在地              | 事業所の名称及び所在地                                | 居宅サービスの種類   | 指定年月日      |
|----------------------------------|--------------------------------------------|-------------|------------|
| 株式会社タイヨウ<br>山形市前田町14番5号          | ソーレ吉原<br>山形市吉原土地区画整理地内26街地2                | 特定施設入所者生活介護 | 平成16.10.21 |
| 有限会社ひまわり<br>山形市伊達城二丁目10番地の2      | ひまわり訪問介護事業所<br>山形市伊達城二丁目10番地の2             | 訪問介護        | 同 10.13    |
| 財団法人山形県高齢者福祉支援協会<br>山形市木の実町3番16号 | 財団法人山形県高齢者福祉支援協会訪問介護事業所木の実<br>山形市木の実町3番17号 | 訪問介護        | 同 10.25    |
| 有限会社ほほえみ介護<br>天童市東長岡二丁目4番28号     | ほほえみ訪問介護<br>天童市東長岡二丁目4番29号                 | 訪問介護        | 同          |

## 山形県告示第1119号

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の5第1項の規定により、指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。

平成16年11月26日

山形県知事 高橋和雄

| 指定居宅支援事業者の名称及び主たる事務所の所在地    | 事業所の名称及び所在地                        | 知的障害者居宅支援の種類 | 指定年月日      |
|-----------------------------|------------------------------------|--------------|------------|
| 社会福祉法人愛泉会<br>山形市大字長谷堂4687番地 | 向陽園ホームヘルプステーション心音<br>山形市深町二丁目2番22号 | 居宅介護         | 平成16.10.26 |
| 社会福祉法人愛泉会<br>山形市大字長谷堂4687番地 | 向陽園デイサービスセンター心音<br>山形市深町二丁目2番22号   | サービス         | 同          |

## 山形県告示第1120号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の10第1項の規定により、指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。

平成16年11月26日

山形県知事 高橋和雄

| 指定居宅支援事業者の名称及び主たる事務所の所在地    | 事業所の名称及び所在地                        | 児童居宅支援の種類 | 指定年月日      |
|-----------------------------|------------------------------------|-----------|------------|
| 社会福祉法人愛泉会<br>山形市大字長谷堂4678番地 | 向陽園ホームヘルプステーション心音<br>山形市深町二丁目2番23号 | 居宅介護      | 平成16.10.26 |

## 山形県告示第1121号

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の20の規定により、指定居宅支援事業者から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成16年11月26日

山形県知事 高橋和雄

| 指定居宅支援事業者の<br>名称及び所在地       | 事業所の名称及び所在地    |               | 変更年月日      |
|-----------------------------|----------------|---------------|------------|
|                             | 変 更 前          | 変 更 後         |            |
| 社会福祉法人愛泉会<br>山形市大字長谷堂4687番地 | 知的障害者更正施設向陽園   | 向陽園デイサービスセンター | 平成16.10. 1 |
|                             | 山形市大字長谷堂4687番地 |               |            |

山形県告示第1122号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第1項の規定により、土地改良事業の施行を次のとおり同意した。  
平成16年11月26日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 土地改良事業を行う者の名称  
最上町（最上町西部地区）
- 2 同意年月日  
平成16年11月15日

山形県告示第1123号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第57条の2第1項の規定により、土地改良区の管理規程を次のとおり認可した。  
平成16年11月26日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 土地改良区の名称  
鮎貝堰土地改良区
- 2 事務所の所在地  
西置賜郡白鷹町大字鮎貝2448番地
- 3 管理規程の名称  
鮎貝堰頭首工管理規程
- 4 管理規程の概要  
鮎貝堰頭首工の維持、操作その他管理について必要な事項を定めるもの
- 5 認可年月日  
平成16年11月9日

山形県告示第1124号

次のとおり都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定による告示があった。  
平成16年11月26日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種 類 余目都市計画、藤島都市計画、三川都市計画及び酒田都市計画下水道事業
  - (2) 名 称 最上川下流流域下水道
- 2 施行者の名称  
山 形 県
- 3 事業所の所在地  
山形市松波二丁目8番1号
- 4 事業地の所在
  - (1) 収容の部分 平成5年建設省告示第447号、平成8年建設省告示第1138号、平成9年建設省告示第1843号及び平成12年建設省告示第2300号の事業地のうち山形県東田川郡余目町大字家根合字村西、字道

下及び字六枚田並びに大字宮曾根字東前並びに大字高田麦字西田、字田中、字桑田及び字北裏並びに大字余目字南田、字長畑、字上神田、字南口、字滑石、字館、字興野、字猿田及び字上猿田並びに大字茗荷瀬字大縄、字仲縄、字蒲原及び字除並びに大字吉岡字下南及び字上南並びに大字近江新田字大西、字村下及び字村上並びに大字余目新田字里代及び字代官田並びに大字廻館字村下、字三本柳、字荒興屋、字下豊浴及び字下大坪並びに大字吉方字大縄、字中野、字小縄、字東野及び字道上並びに大字前田野目字前割、字西前割、字東前割及び字余慶並びに大字福島字西大坪、字中大坪及び字東大坪並びに大字大真木字西フケ及び字中屋敷並びに同県東田川郡藤島町大字長沼字輪の内、字宮東、字宮前、字村裏及び字上新田並びに大字豊栄字下川端、字村下、字西川原及び字西村並びに大字八色木字殿田及び字西野並びに大字藤島字前野、字西細杖、字細杖中、字西川原、字古橋跡及び字向橋跡並びに同県東田川郡三川町大字押切新田字足子、字刈取、字杉苗田、字柳田、字押切、字北田、字街道表、字豊秋、字反子、字深田、字対馬、字桜木及び字三本木並びに大字横山字角地田、字不動野、字トツラ田、字堤及び字城下並びに同県東田川郡立川町大字狩川字大塚、字相見、字小縄、字西田、字西裏、字楯下及び字今岡並びに同県酒田市大字坂野辺新田字東貉山、字古川及び字稲荷並びに大字広野新田字田敷並びに大字広野字奥井、字西百間、字下中村、字末広、字大日塚、字上通、字荒田、字上割、字大坪及び字昭和並びに大字宮野浦字出羽台、字山の口、字飯森山下及び字飯森山東を削り、同県東田川郡余目町大字家根合字大下及び字荒田並びに、同県酒田市大字広野字上中村地内において事業地を変更する。

(2) 使用の部分 変更なし

5 告示年月日及び番号

平成16年11月15日 東北地方整備局告示第96号

山形県告示第1125号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において平成16年11月26日から同年12月9日まで縦覧に供する。

平成16年11月26日

山形県知事 高橋和雄

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 高畠川西線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                       | 旧新の別 | 敷地の幅員            | 延 長           |
|-------------------------------------------|------|------------------|---------------|
| 東置賜郡高畠町大字高畠字横町915番6から<br>同 大字高畠字町裏691番1まで | 旧    | 20.0メートル<br>6.8  | 192.4<br>メートル |
| 東置賜郡高畠町大字高畠字横町915番7から<br>同 大字高畠字町裏691番1まで | 新    | 34.0メートル<br>20.0 | 180.8<br>メートル |

山形県告示第1126号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部西置賜総務建築課において平成16年11月26日から同年12月9日まで縦覧に供する。

平成16年11月26日

山形県知事 高橋和雄

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 287号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                   | 旧新の別 | 敷地の幅員            | 延 長     |
|---------------------------------------|------|------------------|---------|
| 西置賜郡白鷹町大字下山字南231番から<br>同 字沢田348番 1 まで | 旧    | 33.3メートル<br>10.9 | 204メートル |
| 同 上                                   | 新    | 19.7メートル<br>10.9 | 同 上     |

山形県告示第1127号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部西置賜総務建築課において平成16年11月26日から同年12月9日まで縦覧に供する。

平成16年11月26日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 路 線 名 287号
- 2 供用開始の区間 西置賜郡白鷹町大字下山字南231番から  
同 字沢田348番 1 まで
- 3 供用開始の期日 平成16年11月26日

山形県告示第1128号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部西置賜総務建築課において平成16年11月26日から同年12月9日まで縦覧に供する。

平成16年11月26日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 路 線 名 五味沢小国線
- 2 供用開始の区間 西置賜郡小国町大字栃倉字上巖高209番 1 から  
同 字沢向183番 3 まで
- 3 供用開始の期日 平成16年11月26日

**選挙管理委員会関係**

告 示

山形県選挙管理委員会告示第176号

平成17年1月23日執行予定の山形県知事選挙における候補者が政見放送を行うことができる一般放送事業者及び当該一般放送事業者の放送設備により行うことができる政見放送の回数について、政見放送及び経歴放送実施規程（平成6年11月自治省告示第165号）第2条第7項の規定により次のとおり定めた。

平成16年11月26日

山 形 県 選 挙 管 理 委 員 会  
委 員 長 安 部 敏

| テ レ ビ ジ ョ ン 放 送    | ラ ジ オ 放 送   |
|--------------------|-------------|
| 株式会社さくらんぼテレビジョン 1回 | 山形放送株式会社 1回 |
| 株式会社山形テレビ 1回       |             |
| 株式会社テレビユー山形 1回     |             |

## 海区漁業調整委員会関係

### 指 示

山形海区漁業調整委員会指示第1号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定により、山形海区管内の沿岸海域に來遊するはたはたの資源保護を図るため、次のとおり指示する。

平成16年11月26日

山形海区漁業調整委員会

会 長 齋 藤 辰 男

平成16年12月1日から平成17年1月31日までの間、次の表の左欄に掲げる海域において、同表の右欄に掲げる採捕方法以外の方法によるはたはたの採捕を禁止する。

| 海 域                        | 採 捕 方 法                                                                    |
|----------------------------|----------------------------------------------------------------------------|
| 山形県海面共同漁業権漁場区域             | 海面共同漁業権に基づく第二種共同漁業による採捕又は竿釣、手釣若しくははたも網（網口30センチメートル以内で柄を持って使用するものに限る。）による採捕 |
| 酒田港及び鼠ヶ関港に係る山形県海面共同漁業権消滅区域 | 竿釣、手釣又ははたも網（網口30センチメートル以内で柄を持って使用するものに限る。）による採捕                            |

### 公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証について申請があった。

平成16年11月26日

山形県知事 高 橋 和 雄

1 申請のあった年月日

平成16年10月8日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

(1) 名 称

特定非営利活動法人 健康さくらんぼ21

(2) 代表者の氏名

奥山 保雄

(3) 主たる事務所の所在地

東根市四ツ家一丁目1番14-7号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、健康ひがしね21を基本理念に、市民参加による体力の維持増進の実践、生活習慣病の予防などの基礎的知識を習得などにより、市民がより良いライフスタイルを獲得できるよう、関係団体との連携や協働による事業などを展開する。

健康づくりの普及と啓蒙を図る活動により、市民が健やかで心豊かに生活できる活力あるまちづくりに寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証について申請があった。

平成16年11月26日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 申請のあった年月日  
平成16年10月21日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - (1) 名称  
特定非営利活動法人 河北子育てアドバイザーセンター
  - (2) 代表者の氏名  
秋葉 福廣
  - (3) 主たる事務所の所在地  
西村山郡河北町谷地乙1164番地の1
  - (4) 定款に記載された目的  
この法人は、子育て支援を行っている団体及び個人と連携しながら、子供を育てる親や子に対して、交流の場の提供、子育て悩み相談、関連情報の収集及び提供、講習、託児その他子育てに関する事業を行い、健全な子供の育成と女性の社会参画を推進し、人に優しい住みよいまちづくりに寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証について申請があった。

平成16年11月26日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 申請のあった年月日  
平成16年10月18日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - (1) 名称  
特定非営利活動法人 一歩・一歩の会
  - (2) 代表者の氏名  
細越 正則
  - (3) 主たる事務所の所在地  
山形市深町一丁目9 - 14番地
  - (4) 定款に記載された目的  
この法人は、社会的に弱い立場に立たされている知的障害者が、地域の中で地域の方々の優しさに包まれ、一人ひとり生活に意欲と自己表現を高め、社会の一員として豊かな日々を過ごすことが出来るよう、知的障害者の支援に関する各種の事業を行い、地域福祉の増進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証について申請があった。

平成16年11月26日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 申請のあった年月日  
平成16年10月18日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - (1) 名称  
特定非営利活動法人 やまがた育児サークルランド
  - (2) 代表者の氏名  
野口 比呂美
  - (3) 主たる事務所の所在地  
山形市城西町一丁目7番19号
  - (4) 定款に記載された目的  
この法人は、子育て中の家庭、特に乳幼児やその家族及びそれに関わる個人や団体に対して、子育て支援な

どの活動や事業を行い、よりよい子育て環境が実現できる地域社会の形成とすべての人々がすこやかに暮らせる男女共同参画社会の実現に寄与することを目的とする。